

争議發生以來五四二亘リ常賓代表、交渉マリタルカ第二回支
涉、際事業立八裏ニ主張ニタル

ハ作業日數、減少ハ公休日數减少、兩相ハ撤四

(三)常備者、手當廢止、件一八職工側ニ於テ兼認スルコト

四作業將回迎長、件

八八時間ト改ムニコト

等シ次第シ以來解雇退職手當支給回顧ニ就テノミ折衝ヲ重ネ
フ、アリシカ本日八日、会見ニ於テ事業立側ヨリ新ニ職工六
名解雇ク擅議サレタルニ結局職工側ヘ之シ兼意方記覓書ヲ取
交シテ因惱解決セリ

六 覚書

鎌木萬子機械製錆所ト延業員トノ交渉回顧ヘ至ニ該意折衝シ
タル茲第左記条件ニシ因惱解決シ逐ク茲ニ念書ニ通シ作成シ
以方一通宛持スルコト

一延業員ハ今回六名、解雇ヲ前段ニシコト

二工場主ハ右六名、解雇者ニ付シ勤務一ヶ年ニ對シ日給三十
日分宛ナシテ手當ヲ支給スルコト

三延業員ハ作業減少、事務ニ鑑ミ其間入時間勤務ヲ爲シ就業
本給、二分歩摺アリタルニ此、歩摺ハ遠慮スルコト

四工場主ハ左記、通リ退職手當ヲ制定ス

人勤務一ヶ年ニ對シ日給十五日、割合ヲ以テ支給スルコト
五工場主ハ今後職工雇入、際ハ今回、解雇者六名、優先權ヲ
認ムルコト

昭和六年四月八日

工場主

鎌木常造

延業員代表

羽生寅之助

外二名

以上

大正中(通) 記